

# 広島県における部落解放運動の経緯

－その行政闘争の側面を辿る－

小森 龍邦

私は1932(昭7)年に生まれた。1945(昭20)年の敗戦時の頃からのことは記憶にある。もちろんいくら幼少の頃のことだと言っても、12月8日の早朝の真珠湾奇襲攻撃の、あの興奮をかきたてたラジオ放送のことは覚えている。しかし部落解放運動ということになると、自らの置かれている社会的立場を見つめる脳の働きがなほほどかなければ、社会的な抵抗運動であるだけに、私の記憶の中に留まることは不可能である。

こんな書き出しになってしまったが、もの心がついた頃5～6歳)は、当時の地名でいうと、広島県芦品郡府中町大字府中(出口川沿いの7～8坪ほど)の狭小な敷地の上に、しかも川の上に炊事場部分がはみ出したような格好の1階1部屋、2階1部屋の家に住んでいた。小学校に入学する少し前になって、芦品郡岩谷村大字目崎に移り住んだ。府中町と岩谷村の目崎は隣り合わせで、地域住民の感情としては、行政区こそ2ヶ町村に分かれているが、そこは江戸時代から蔑まれ続けてきた1つの被差別部落であった。

小学校に通うようになって、なんとなく自分の住んでいる地域に、「地域ぐるみ」で、人間関係の濃密な擬似家族の雰囲気があることに気づくようになった。小学校に入学して、同じ学校の友だちの家に遊びに行く機会があったことから、他の地域と比べることができるようになった。「小森の家は、牛殺しらしい」という、まったく事実に相違する評判が立てられていたことを奇異に感じた経験がある。それがじつは部落差別だったのである。

戦後、広島県東部を震撼させた事件があった。ある祭りの晩のこと、被差別部落の青年と地域のヤクザの若い衆の間に、多少のいさかきがあった。その決着をつけるということで、ヤクザの方が夜陰に乗じて襲撃をかけ、部落に住んでいた男性が一人殺されるという事件が起きた。被差別部落の側は、県東部一円の身内に連絡をとり、再度の襲撃に備えようとした。警察権力は、ヤクザに対する抑制力は発揮しないで、部落の側の自制だけを求めたということであった。しかし、2,000人以上の部落大衆が県東部一円から結集し、示威の行進などを行なって、ヤクザの再襲撃を押さえることとなった。これは、世に高須事件と名づけられた事件のことで、戦後間もない1948(昭23)年のことであった。

水平社創立以来、全国各地で、部落の自主的な立ち上がりに関心・憎悪を抱く一

般民衆が部落を襲撃するという事件は数々あったが、広島県東部においては相手がヤクザ集団であった。そこに、警察権力のあり方と戦後民主主義の台頭との関係で、部落に対する差別感情をもって、直接襲撃に訴える者が、どういう集団であったかは、歴史を見るうえで教訓となるところが大きい。自民党政治の行き詰まりに焦りを感じて、「日の丸」「君が代」の強制を迫る直接の暴力は、やはり暴力団まがいの右翼集団のやり方と共通するものを見てとらなければならない。

部落解放運動は、差別を受けた者の人間としての自覚という立場を伴うものであるが、かならずしも組織的に整然と進められるというものばかりではない。

高須事件(1948年)に続いて、その翌年、深安郡千田村(現福山市千田町)の八幡神社の秋祭りにおいて、神輿を部落に入れるかどうかということで対立があった。事前の話し合いでは、今年から部落へも神輿を担いで入れるという話になっていた。しかし、当日の実際の動きでは、部落の入り口まで担いできた神輿を、「エタやチャセンの部落へ入れるな」との合唱が始まって、部落の青年たちの怒りを買った。血気にはやる部落の青年が、小さなナイフで差別を呼号する神輿の担ぎ手を刺した。もちろん、事件は警察沙汰になり有罪となったが、その時の判決を読み上げる裁判官のセリフの中に、「刃物で刺された者も痛みを感じたであろうが、差別される側の心の痛みは、刃物のそれよりも痛かったものと思われる」と、後の語り草になるような言葉があったという。

小淵内閣の大蔵大臣・宮沢喜一(首相経験者)が、「広島県における解放運動は、40年前からリンチをやっていた」と参議院予算委員会(1999年)で、小山孝雄(KSD汚職事件で逮捕され、政治的に失脚した人物)、亀井郁夫(帝京大学の裏口入学勧誘の詐欺により告訴された)などという人物と謀って、天皇制イデオロギーの浸透を図る「君が代」法制化と部落解放運動弾圧のために発言したという事実も、千田村の事件などが、この人の頭の中にあっただのではないかと思われる。

この頃はまだ、行政闘争らしい、秩序だった理論によって組織された闘争は、私の記憶にはない。ただ戦後間もなく入会権をめぐる、府中市(当時は芦品郡広谷村)の10戸ばかりの小さな部落であったが、行政と地域を相手取って闘い、入会権を獲得したという事実が伝えられている。これは、農地解放などに刺激を受けた民主主義の雰囲気、入会権のところに及んだ事実であると評価することができよう。運動の歴史と伝統というものは、関係者をして、それが積極的な自覚を伴うものではないにしても、それぞれの脳機能(主として海馬)の記憶装置に刺激を与えるものである。これは、「同対審」答申が出された東部地協再建の頃のことであるが、芦品郡新市町常(現福山市)においても、入会権参入の闘いに勝利している。この時は、新市町行政も、「同対審」答申のいう「行政の責務」という立場で働きかけ、取り組みの成功の一要因となった。

話は多少前後するが、このような動きは、全国的に高まりつつあった運動の気運と深く関係している。運動の理論(方法論)を含めて、全国各地の動きが同時進行していたことに気づく。

1956年に起きた京都の「オールロマンス」事件は、部落の生活実態をもって差

別観念を煽るようなものであった。部落解放委員会京都府連合会は、小説の作者は、その地における生活水準、職業の状況があるがままに書いたということであろうが、そのことが、人びとの差別観念を煽りたてる役割を果たすことになっていると認識した。調べてみると、その作者は京都市役所の職員であることが分かった。必然的に、京都市行政に、「社会的身分や門地による差別」を禁止している憲法の精神に反するではないか、1871年の太政官布告の内容に反するではないかと、時の京都市長・高山義三(社会党推薦)を責めたてることになった。

この闘争は、大きな成果を収めた。部落解放委員会京都府連合会は、小説の作者は被差別部落の生活実態を、教育や職業のあるがままの姿を書いたとしているが、そのあるがままの生活実態(水準)そのものが、長らく放置してきた「行政外の行政」によって、近代都市の真ん中にありながら、人びとの差別観念を煽りたてるような材料として存在し続けているのだと主張した。

この闘いは、「同対審」答申以後、全国的に展開された行政闘争の先駆けをなす取り組みとして、カストリ雑誌と擲揄された文芸誌『オールロマンス』事件は、運動史上、特筆大書すべきものとなった。この行政闘争の成果は、生活向上のために環境改善はもちろんのこと、その他行政各般にわたる予算づけが行なわれたということで、大変な運動史的意義をもつものであった。

行政闘争の方法論的な同一性ということで、広島県の解放運動に書き止めておかなければならないことに、次のような事件があった。

今は相当に各種建造物が建ち並び、いわゆる市街地となっているが、福山市と府中市を結ぶいわゆる「府中街道」と呼ばれている国道がある。1950年代の初め頃、その道路は、国道であったのか県道であったのか定かではないが、早くからコンクリート舗装をした立派な道路で、道幅も広がった。付近に数十戸の密集した被差別部落が存在していた。今は「同対審」答申以後の同和行政による地区改良事業で、その密集地は一変しているが、当時は一見したところ被差別部落とすぐに分かるような劣悪な環境にあった。

ある時、その府中街道で、2人の部落の子どもが、トラックにはねられて事故死するという事件が起きた。その時、福山市における行政の差別性が浮きぼりになった。つまり、部落の中の道路は狭小で、子どもが遊ぶ場所もない。いきおい子どもたちは、交通事故に遭う可能性の高い道路に出て遊ぶということになる。福山における解放運動(当時は解放委員会と呼称)は、交通事故死の状況は、かかる部落の置かれている生活、教育の劣悪な環境のもたらす結果であると分析した。そして当然のことながら、福山市行政と交渉することになる。その結果、部落の中に、子どもたちが安心して遊べる遊園地を作ろうということになった。「部落の中に生起する不利益は差別に起因する」という考え方が、京都と広島において同時に進行していたのである。

福山市の「遊園地」建設の取り組みは、直接「エタ」とか「チャセン」という賤称語を使った事件からではなく、子どもたちの交通事故死という「現実そのもの」の分析から導き出されたものである。それは、事件の大きさと、その後の全国的認

知度において『オールロマンス』事件の比ではないにしても、差別を「観念世界の問題」に止めることなく、問題の原因を劣悪な生活実態から生起する「不利益」に求め、その解決に立ち上がったということで、この「遊園地」建設の取り組みと、それを実現させた行政闘争は画期的なものであった。

京都の闘いは先進的であった。京都の『オールロマンス』事件は、雑誌に書かれた内容から差別の実態に迫った。そこには、その小説を読んで差別観念を培養する直接的な言葉もあった。これに対して、広島県におけるこの闘いは、部落の子どもたちの遊び場がないための交通事故死という差別の実態に対するものであった。「差別は単なる観念の亡霊ではない」(「同対審」答申)の考えを、その十数年前にすでに実践面において把握していたといえよう。

歴史は法則的であるということをつくづく感じさせられるのであるが、福山市における「遊園地」建設の取り組みは、行政闘争を含めて、部落差別というものに対する認識が、「差別を観念とする」水準から、その観念を培養する差別実態に目を向けたということであり、その差別実態をさらに、行政のなせるわざと受け止めて方針を立てて、大衆が結集したということである。

1960年代から70年代にかけて、部落解放同盟(1955年に委員会という名称から変更されている)は、この運動を真に大衆のものにするために、ある特定の政党によるセクト的な介入を排除する闘いに入った。

当時、部落解放同盟中央本部に結集する30余都府県の県連組織のほとんどが、この政党によるセクト主義に蝕まれていた。広島県にあっても、部落解放同盟広島県連合会の諸機関が特定政党に占領され、その政党の都合だけで組織が運営されるという状況が、戦後久しく続いていた。名前こそ水平社の流れを汲む部落解放委員会であったが、墮落していた当時は、その後の組織名で言えば、同和会となにほども変わらないような組織運営が行なわれていた。特定政党(共産党の若者たち)が主導権を握って、運営にあたるようになったのが、1952～53年のことであった。しかし、この運動における主導権交代は、特定政党のセクト主義によって、6年も7年も定期大会がもたれないようなルーズなものに変貌していった。それは、「共産党は労働者階級の解放のために尽くしている。部落解放は、その労働者の解放なくしては成就しない。だから『赤旗』の拡張運動に協力せよ」といったセクト主義による解放運動であった。

1969年になって、全国に先駆けて、数々の闘いの実績を積み、理論も京都、大阪、奈良の近畿各府県の主張するところと同時進行しながら、部落解放同盟広島県連合会の組織的実力は、着実に培われていった。セクト主義の運営では、大衆の心を捉えることができない。1969年、セクトの幹部らによって招集された定期大会(これが最後になったが)は、県東部から150名ほどの参加者があって、やっと全体数が200名に足らずといった規模であった。しかし、その後の1969年12月14日の県連再建大会においては、じつに1,300名を超える参加者を得て、呉市民会館を埋め尽くした。セクト主義のくびきから離れたというだけで、これだけ自主的運動は燃えあがるものだというのを証明した。

ここで、はっきり記しておかなければならないことは、当時、30余の都府県連の大半がセクト主義による運営によって、組織力が委縮させられていた。その中で、近畿方面の府県連が共産党に対して、組織の自立のための闘いを進めている時、広島県が、全国で一番乗りの組織再建整備のためののろしを上げたということである。それが1969年の12月14日の広島県連合会再建大会である。

再建大会の日、県内各地で細々と支部の旗を守っていた48支部が、知らせを聞いて駆けつけた。のちに正常化連とか、全解連とかになった共産党とその傘下にあった者は、同日、広島市で対抗集会を開いたが、わずかにその参加者は数十名というところであった。こうして、部落解放同盟広島県連合会の再建大会は、全国運動における先駆けの役割を果たした。

本稿の筆者は、当時の中央本部委員長に対して、再建大会をもつ心情を伝えた。その時のセリフは「いま、広島県がのろしを上げることが、近畿各府県の闘いに支障は生じないか」というものであった。「構わないから、近畿でも負けないように組織的に地歩を固めつつあるから」というのが、朝田委員長の返事であった。こうして、部落解放運動(身分解放闘争)としての本筋に戻す組織整備としては、全国で一番乗りの輝ける歴史に足跡を残したというわけである。再建大会に至るまでに、広島県東部の各市町村の運動は、セクト主義を排するための実力を十分に備えつつあった。

行政闘争に対する運動的感覚は、差別の実態を自治体行政に突きつけるといった手法の必要を認識するようになった。広島市における太田川の改修工事にまつわって、福島町、南三篠町の内700戸の移転問題を、部落解放委員会は市当局に対する行政闘争として取り組んでいた。その発想は全国で同時進行の運動の姿勢を示すものであった。

しかし、個人的性格もいくらか影響していたと思われるが、幹部であったA(特定政党の役員)が交渉における相手の回答が思わしくないと激昂し、手許にある灰皿を交渉相手の広島市幹部職員に投げつけた。その傷の大きさは定かではないが、「暴力を振るわれた」と医師の診断「開口不全一週間」をつけ、権力に訴えられるという事件が起きた。そして運動は停滞することになる。「大会を開き、新しい執行部の体制に」と私たちは迫ったが、「弾圧事件と闘っている最中だから、Aを役員から下ろすわけにはいかない」という彼らの口実が、運動の停滞の原因となった。

もう少し県西部での運動の出来事を記しておこう。それは、広島県の同和教育運動史上忘れることのできない事件である。

佐伯郡吉和村(現廿日市市吉和)の中学校において、社会科の授業中、身分差別に関わって「賤民制度」に触れる時、賤称語を羅列し、被差別部落の子どもたちに、大変な衝撃を与えたという事件が起きた。「いまでも結婚は差別によって難しい。お家に帰ってお父さんやお母さんに聞いてみれば分かるだろう」と、その青年教師は授業内容として展開した。このことがきっかけとなって、広島県教育委員会が、その後の広島県同和教育を軌道に乗せるために、『同和教育の手引』を編纂・発行の動きとなった。

この手引は、同和教育基底論に立つもので、長らくその内容は広島県教育のあり方として関係者に支持され続けたものである。惜しむ点は、差別の認識における「観念と実態」の関係が曖昧であったことである。その点については、県連再建の頃、私が『同和教育の手引を加筆する』という小著を発行して、それを補っていた。

吉和中学校の当該教師は、その後、解放委員会と県教委と交渉の結論として、授業手法の未熟さだったとの相互理解が成立し、彼は相当長期の国内留学に出ていくことになった。

それから、この機会に思い出として記しておくが、吉和村は県西部に位置する寒村(人口1,000人程度)ということもあって、なかなか再建後の県連の情報も行きとどかず、この村に部落解放同盟が組織されたのは、それから30年近く経った後のことであった。吉和事件の時の事件当事者は、支部結成大会に来賓として参加していた。肩書きは、記憶を辿れば全国障害者教育研究協議会会長(名称は正確でないかもしれない)というものであった。この教師の人権教育に対する考え方、方法論は、あの時の部落解放委員会の行政闘争と、それに対応した行政の取り組みによって、見事に大成したものと、私は受け取ったのである。

1954年、『同和教育の手引』の発行の年、広島県同和教育研究協議会が発足することになる。

吉和中学校の事件もあり、太田川改修工事のトラブルもあり、刑事事件によって弾圧の方途が講じられたが、行政は一步一步、運動側の言い分を飲まざるをえなくなったと見るべきであろう。

太田川改修問題の事実経過の中にある「四十万市民(当時の広島市の人口)のためとはいえ、完全補償のないまま部落民にのみ犠牲を押し付けるのは差別である」(中央本部の分析)に、県も市もたじろいだと言うことができよう。

広島県同和教育研究協議会の初代委員長に天満小学校長の森本敏雄が就任したのも、西日本最大の部落、福島町の存在が、「差別の実態から学ぶ」という雰囲気を表したものと思われる。

話を東部に戻す。東部というのは、福山市、尾道市、松永市、府中市といった各自自治体の、比較的セクト主義(特定政党)の弱かった各地の運動のことを指すものでもあった。

私が高等学校を卒業して間もなくのこと、近田結婚差別事件(福山差別裁判事件ともいう)が起きた。2人の若い青年男女が合意で同棲したものを、結婚誘拐、営利誘拐の罪で、福山警察署が、2人の住居に突然踏み込み、男性の方は逮捕、女性の方は実家に連れ戻すといった事件であった。それは、1930年代の高松差別裁判事件の再来というべきものであった。

近田結婚差別事件に関わる検察側の起訴状は露骨であった。「被告人T・Yは、いわゆるS部落と世人からひそかに差別されている特殊部落の出身である。尋常一様の手段では、一般の子女と結婚することは至難なことであると思い、結婚誘拐、営利誘拐をなしたるもの」と記していた。

しかし、本人がそのようなことを供述したのであるから、差別として、これを問

題にすることはできないと、運動側の幹部は苦しんでいた。

運動では、相当先輩格の岡山県連の幹部は、「本人が供述しているのが、検察官が、そのとおりだと、差別観念を持っていたから、こんな起訴状になったのだ」と、そこに運動側の追及の論理を説明してみせた。加えて、刑事訴訟法に「予断と偏見を裁判官に与えるような」記載を禁じていることを、岡山県連の紹介した弁護士が教えてくれることとなった。広島県連東部勢は、差別事件として追及する構えに自信を深めた。

検察庁福山支部の庁舎に抗議行動を仕掛けた。勢い余って、数十人の者が検察官に面会を求めてなだれ込んだ。検察側は相当びびっていたものと見えて、その騒動に対しては強権を発動しなかった。検察は、この「予断と偏見」に惑わされた「起訴状」の部分削除するとの記載をつけ加えたが、やはり「特殊部落出身」というのは、裁判官の目に触れることになる。

判決は、広島地裁福山支部で有罪であった。広島高裁も有罪であった。最高裁で「証拠不十分、高裁へ差し戻し」という経過を経た。ついに広島高裁では最高裁の意向を入れて、無罪ということになった。

本当に結婚誘拐なら、この2人の男女が、結婚生活に備えて、近田から10キロメートルも離れている府中市(当時は府中町)のタンス屋へ、家具調度品の買い付けにくるはずはないと弁護側は主張した。しかし裁判所は、それを全く無視して有罪判決を一審、二審で続けた。ついに最高裁で争うこととなり、司法権力もその理不尽を貫くことができなくなったというものである。

結婚誘拐を理由に懲役1年、不法監禁は証拠不十分で無罪とした地裁の態度に、高裁はたった1回の公判で結審し、控訴棄却をおこなうような無謀なことをした。最高裁から高裁に差し戻しになり、「原判決破棄、控訴棄却」の判決で無罪が確定したのは、1960年も末の12月のことであった。事件をデッチ上げられて、そこに辿りつくまでにじつに8年の歳月を要したのである。

「日の丸」「君が代」のことで、参議院予算委員会における宮沢喜一(当時は蔵相の立場)が、「広島の解放運動は40年程前からリンチばかりしていた」という発言をした。その40年前というのが、近田結婚差別事件の無罪判決を獲得した頃のことである。自民党の政治権力がいかにでたらめなことを言っているかを示す如実な事例ということができよう。

私は、地裁段階におけるこの公判闘争の打ち合わせ会に、府中の運動を代表して出席していた。1956年に日本青年団協議会の代表として訪中した際、中国各地の少数民族に対する政策に注目したことはもちろんであるが、広州市中を流れる珠江の水上生活者(蛋民と蔑称されていた)のことを調べて帰るようにとは、この頃の公判打ち合わせ会における運動の幹部からの指示であった。

革命後の中国は、少数民族とか水上生活者とかの、民族の相違、生活習慣の相違を考慮しつつ、手厚い平等実現の政策をとっていることに驚いた。それにひきかえ、意図的に政策で作り出した部落の生活の低位性を理由にさらに差別を増幅させようとしている日本の政治権力に怒りを覚えたものである。

1965年には、幾度かにわたる「国策樹立」の全国行進などの運動もあって、ついに「同和对策審議会答申」なるものが出された。同和問題は「人類普遍の原理」であるとし、その解決は「行政の責務」だと、その解決策を促すものであった。共産党が、この頃、部落解放運動から遊離している気配を感じ、「同対審」答申を毒まんじゅうだと分析し、運動に混乱を持ち込み始めることになる。

「同対審」答申が出されたことによって、全国的な運動的雰囲気は一段と前進した。差別体質をまとう企業との軋轢が生まれてくるのも当然であるし、行政や教育の同和行政、同和教育への取り組み姿勢の欺瞞性との間に、矛盾と対立が生まれてくるのも、この時の成り行きとなってきた。激発する差別事件は、われわれ運動側に、被差別民衆を含めて、その差別性を摘発する主体的力量ができつつあったことの証拠であった。

尾道市が誘致を計画したプレス工業株式会社は、部落のすぐ近くに工場ができることになっていた。部落の青年5人が、この会社の採用試験を受けた。全員が不採用となった。「うちの会社が求める適性に合わない」というものであった。5人が5人とも同じ「不適性」というのは、差別の色彩が濃いと、尾道市の部落解放同盟は分析した。「行政の責務」を打ち出している「同対審」答申の示すところによって、プレス工業と直接対決というより、これを誘致した尾道市行政とわたり合うことになった。「不適性」ということになれば、尾道市の教育は、これまで何をしていたのか。工場労働者として「不適格」な者を養成していたのか、ということになるし、プレス工業の採用を差別だと、行政としてはなかなか認めにくいし、そのジレンマに行政は挟まれた。

しかし、運動は大きなうねりとなった。採用試験で差別をあえてするような会社の工場立地のための道路工事(当時3,000万円程度)を、尾道市は中止すべきだと、われわれの方は教育労働者や自治体労働者とともに主張した。

尾道市行政が、首都圏に本社をもつプレス工業株式会社に出向き、どんなセリフで交渉をしたかは不明である。あるいは運動の圧力を恐怖心をもって伝え、説得の論拠とした可能性も、当時のことだからあるかもしれないと思っている。

結論は、尾道市行政も、プレス工業株式会社も、全面的に折れて、全員採用ということになった。それには採用されたものの、その後のことについて、工場で働く力量(教育の到達度といってもよい)に、考えさせられることがあった。進路保障、学力保障ということにおいて、同和教育の課題を肉付けすることになったことを付言しておかなければならない。

ひとつ闘いを終えれば、ひとつ論理に肉付けが厚くなる。実践と理論の相関性を日々の闘いによって知らされる時期でもあった。

プレス工業の事件の一カ月ほど後のこと、今度は、府中市において重大な差別事件が起きた。いわゆる「府中事件」と言われるものである。福山教育事務所の社会教育課長と社会教育主事を講師とする、府中市役所部課長研修会における講師の発言内容をめぐる事件である。

「差別事件がおきたら、すばやく行政機関に連絡してほしい」。ここまでは、前記



『同和教育の手引』(1964年)に、「運動と協力して」ということを明確にしているし、「同対審」答申(1965年)の中にも、地域の運動とのコンセンサスを明示しているから、この発言は当然のことである。しかし、その後が問題である。「運動に連絡したら金がいる。ものがある。そして、時間がかかる」と説明を加えた。明らかに反運動的な言辞である。被差別部落の解放をめざす運動を、「金がある。ものがある」と、ゆすり、たかりの類のような評価をしているのである。

彼ら講師の中にある、被差別部落の者の生活的、教養の低さという潜在意識のようなものが、部落の「低位性」とそこで培われた人間の「特殊性」の両側面を吹聴するような格好になったのである。

この事件に対する行政交渉(差別糾弾闘争)は、府中市を舞台に、県教委の教育長をはじめ、幹部職員を並べての集団交渉となった。

県教委は幹部職員の同和問題に対する認識を徹底させなければならないということを感じ、『同和教育の手引』の原点に立ちかえらなければならないとしたのである。この事件をもって積極的な取り組みが始まることになるのである。

その雰囲気は全県教育界を揺るがした。各学校においても、校長もそうだし、教職員組合も管理職に遅れをとっては自らの民主主義の主張が空虚なものになると、自覚的に対応しはじめたということである。

成果は、その後まもなく、尾道を舞台に起きた事件で出る。いわゆる尾道高等学校(6校共同)のアンケート事件に関わる差別事件である。府中事件が起きて、わずか半年後(1967年11月)のことである。「構造的同和意識調査」と銘打った尾道市内の6つの高等学校の実施したアンケートの内容が、第十四次高教組東部ブロック研究集会が行なわれたところで、われわれの方にも伝わってきた。組織労働者の問題意識が前進していた証拠として、この事件を振り返って評価できるというものである。

「部落民は病気にかかりやすい」「部落民は喧嘩早い」「部落民は目つきが悪い」など、多くの項目が並べたてられていた。「部落民はときおり差別されることがあるが、以下、どの項目が、その原因であるか、該当するものに○印をつけよ」というものであった。部落の偏見に対する意識調査をして、今後の教育内容に活かしたいという、浅はかな学校側の言い分であった。

6人の高等学校長を前に並べて、われわれは、このアンケートの内容の差別性を明らかにした。部落の低位性とか特殊性のようなものを強調して並べたて、その中に「差別される原因があれば○印をつけよ」というのは、同和教育の名のもとに、差別観念をさらに強いものにするようになるではないか、というのが、われわれの主張するところであった。

見れば、6人の校長の内、2人まで、私が府中高校に通っていた頃の教師がいる。一人は漢文の先生、もう一人は物理の先生で、この2人とも、その学識の深さに、私は感銘もし、尊敬もしていた。私は1951年の卒業だから、1967年と言えば、卒業後、15、6年しか経っていない時のことだった。追及の急先鋒は、部落解放同盟東部地区協議会書記長の私であった。「同和教育のデータだから、差別ではないし、

この調査に差別的意図は全くない」というのが校長らの言い分であった。

私は「それなら先生方が、調査される生徒の立場に立って、このアンケート調査表に○印をつけられるところがあったらつけて貰いたい」と迫った。アンケート用紙と鉛筆を6人の校長の前に置いた。校長はアンケート調査表に自分の名前を書いた。さて、鉛筆を動かさなければならぬ状況となって一様に、鉛筆の芯は用紙の上を滑らない。6人の校長は、その時、はじめて分かったのである。部落の低位性、特殊性の強調ばかりが回答に示されており、差別の本当の原因とは何かというものが、一つも例示されていなかったということである。6人の校長は、その場で反省の弁を述べた。

「同対審」答申や『同和教育の手引』とともに、県内各地の運動の広がりが告げられていることに、「何かをしなれば」という気分を醸成していることはよいとしても、見当はずれなことをしてくれたのでは、差別の助長、差別の煽動になるのではないかというのが、運動側の言い分であった。

広島県東部高等学校校長会の責任者、私の高校時代の物理担当であったK先生は、人におべっかを言うような人物ではなかった。論語にいう「剛毅木訥仁に近し」といった感じの人であった。

2ヶ月ほどたって、年も変わっていた。その先生から電話がかかってきた。「小森君、3月末までに一度、県東部の高等学校長に対して、部落問題をどう認識すべきかについて、講演をしてもらえないか」というものであった。正式に期日が決まったのは3月の中旬頃であった。会場は福山市にある誠之館高等学校ということになった。運動の前進になることであるから、私は喜んでそれに応じた。

講演が始まる前に、誠之館高等学校の校長室のソファで、数名の校長らと雑談をしていた。私は、この物理の先生が、広島に原爆が投下される数日前に、「戦局が苛烈を極めていくが、日米両国とも、原子爆弾の開発を急いでいる」と言ったことを思い出した。

「先生、いくつになられましたか。定年はあと何年ですか」とぶしつけに尋ねた。

「定年は今年の3月末ですよ」

「それなら、この校長研修会も、新年度の新しい校長会長に任せたらよかったですではないですか」

「いや、定年があと旬日だからこそ、最後までやらなければならないのです」

こんなやりとりがあったことを今でも鮮明に思い出す。

部落解放運動における糾弾闘争から生まれてきたエピソードであるが、この運動は追及する側も追及される側も、こうして、「人間はいかに生きべきか」を磨き合う相関性があったということを記しておきたい。

「日の丸」[君が代]の参議院予算委員会の時に亀井郁夫や小山孝雄の口ぐるまに乗せられて、「40年前から、ランチばかりしていた」と宮沢喜一が言ったこととは、まるで正反対な人間像の確立が、まじめな教育界では現象し始めていたということである。宮沢のいう40年前には、誠之館高等学校の校長室での「師弟関係」のようなことが行なわれていたというわけである。

吉和事件以後の広島県の同和教育がゆるみかけていた時、尾道のプレス工業の事件、府中市の部課長研修会の事件、さらに、たて続けに尾道の高等学校アンケート事件が起きたのである。県教委は、学校教育、社会教育の両面において、大きな問題提起を受けることになった。とりわけ、プレス工業の事件というのは、「進路保障」という意味の重大な課題と教訓を投げかけた。

深夜にわたる尾道市立久保中学校の図書室での交渉において、県教委は、部落戸数30戸以上を学区にもつ小・中学校に同和加配教員(同和主担)を配置するということを約束した。

県教育長は、私が県青年連合会会長をしている頃からの県教委幹部であった。彼らは十分に考えてきていたのであろうが、一晩の交渉で、いっきよに数億円の人件費を必要とする約束をしてもよいのか、教育長の立場がもてるのだろうかと思つた。その夜は特に寒かった。深夜の久保中学校の図書室にはヒーターもストーブもない。お互いにオーバーの襟をたてて交渉したのである。この行政交渉(闘争)は、忘れようとしても忘れられない運動と行政の「珠玉の如き魂のふれあい」であつたと思つている。

しかし、共産党の教師集団は、われわれが主張した「同和教育基底」論に対して、「同和教育は民主教育の一環をなすもの」と、なるべくこの取り組みの評価を下げようとし、他の民主主義教育と対立関係に持ち込もうと画策し続けた。「基底」というのは、人間を直視した教育であるから、すべての教育の出発点というか、人間なるものを考える根本のところの事例といった程の意味であるが、「部落第一主義」だとか「部落排外主義」だとかの言葉を添えて、教育界を混乱させていた。

われわれの具体的な行政闘争が、教育困難校に加配教員を獲得する成果を上げた時、校区に大部落をもつ広島市のある中学校のことである。県教委から7～8名の加配があり、さらに広島市教委から、それに準ずる教員数の加配があつた。彼らは「これで社会主義国並みの教員配置を得た」とうそぶき、みんなの授業時数を減らして、同和教員加配の意義を帳消しにするといった事例もあつた。

これは、何年か後に、県教委交渉で改めるように約束をさせたが、子どもたちの進路とか、生活の乱れとか、学力の低下とかについては「どこ吹く風」といった状況で、教育の実践面において、同和教育をまじめに進めているものとは太刀打ちができなくなって、県教組、県高教組の中でも、この党の勢力は衰退の一路を辿ることになるのである。

1972年の県北一帯の大災害は、河川工事の観点においても、また、それにまつわって部落の置かれている位置と河川の幅や流れの方向との関係が、ほぼ法則的な関係にあることが明確になった。

県北の大災害は、三次市、双三郡、庄原市、比婆郡、高田郡などの広域に及んだ。この時の被災は、田地などの流失は、部落の場合、一般地区のそれと比べて、約7～9倍という流失面積を記録した。人的被害、つまり生命に関わる被害についても6～8倍という数字であつた。それだけ、部落の置かれている位置が川の流れとの関係で危険な場所に配置されていたということである。

これは県北に限ったことではない。太田川闘争と言われてきた広島における闘いでも明らかにしてきたように、1964年に広島市を襲った集中豪雨の際も、福島町や南三篠町では、市平均の数倍に及ぶ床上浸水(35戸)、床下浸水(300戸以上)という記録がある。このような事実は、部落の置かれている位置そのものが差別による支配の結果であるということを語っているのである。

庄原市の西城川沿いのある部落の場合は、洪水の度に、部落の田地が、川から溢れた流水に洗われ被害を受ける。現地をよく見ると、部落の位置するあたりだけ、西城川の川幅が狭くなっている。水はそこで溢れ出て、田畑を流すということになるのである。

1972年の県北災害では、国が決められている災害復旧の原則を打ち破った。災害復旧は、原則として現況復旧である。部落差別の実態は、近世封建社会から続いている差別の住環境を改良しなければならぬことを教えている。部落解放同盟が強く建設省に迫ったのは、再び災害を受けることのないような改良復旧で、災害地を復旧せよということであった。

広島県当局に対しては、塗炭の思いにくれている部落の農民の田地田畑の復旧について、個人負担にならないように「公的資金」で対処せよということであった。組織力が、すでにある程度進んでいたということもあって、こちらの要求は大体かなえられた。災害の改良復旧は、差別的災害を繰り返してはならないという要求だから、国もこれを無視することはできない。一つの河川の復旧に際して、あるところは改良復旧、あるところは現況復旧というわけにはいかないから、災害の復旧計画における部落解放同盟の行政闘争が貢献したところは、すこぶる大きなものがあった。

1970年代の県連にとって重大な闘いは、一人の女子高校生の自殺事件の中に入れてきた共産党のセクト主義との闘いである。党のイデオロギーと党勢拡張のみを視野に入れた彼らの取り組みが、一人の女子高校生の心をかき乱した。大学進学受験を目前にしていた時期でもあり、精神的動揺のおこりやすい時期、例によって例のごとく、高校生部落問題研究会(正常化連主導)に、学校を通じて動員を強制していた。

すべてが再建直後の部落解放同盟広島県連合会の動きに対抗する立場からのものであった。舞台は、県北・三次高校での出来事であった。「M・Uさん、あなたは今度の高校部落研に出席しなさいよ」という意味のことを、共産党の教師が、授業中にクラスメイト全員の前で言った。自殺した女子高校生のその時の気持ちは、教師から「あなたは部落民なんでしょう。だから、出席しなさい」と言われているのと同然のことだったと心境を綴っている。身分解放闘争が主眼でなく、党勢拡張、セクト主義一点張りの運動が教育現場に持ち込まれると、こんなことになる。

この事件に関わっては、三次高校の学校現場とも、県教委とも幾度か交渉もあった。三次高校の校長を相手取った交渉はNHK教育テレビで報道されたりもした。問題点は、セクト主義に学校が乗せられていたことであった。M・Uさんは県北、岡山県境の東城の出身であった。広域学区が親との関係を疎略なものにしていく条

件となって、彼女は学校に近い下宿に住んでいたが、その下宿先で自殺していた。広域学区のことは県教委は反省すると、県教委の出版物(『教育資料』)で明らかにした。

今の文科省・県教委(特に辰野教育長以後)の差別と選別の教育政策は、そんなことを一顧だにしない反動的なものとなっている。

部落解放同盟の糾弾闘争が、「個人」に的を絞るものであってはならないという方針に基づくものであることは言うまでもない。

しかし、校長などというものが、ある党のセクト主義者の「政策取り次ぎ人」となっている場合は、そこに焦点を絞る場合もありうるわけで、論理的追及の前に、その校長は反省せざるをえなかった。しかし、三次高校在職中は、その気持ちを表示することができず、広島市内に転勤し、党に影響された圧力がかからないところで真意を県教委に告げ、われわれの方に伝えてきた。

教育というものが、児童・生徒の抱える悩みの深奥に関わる教師集団が存在しなければならないということと、もう一つの教育条件である父母とのためみない接触が、子ども本人も、教師のあり方としても必要であることを教えた事件である。なお詳細は拙著『差別と疎外からの解放』(亜紀書房、1971年)に詳しく説明している。

この稿のテーマは「広島県における戦後部落解放運動の経緯——その行政闘争の側面を辿る」というものである。少々の記録に目を通しただけでは、戦後60年余の運動史の本筋を語り伝えることはできない。

つい、この文章から落としてしまうことになりそうになった通称「芦田町放火事件」なるものがある。時系列的にいうと、ここのあたりは、もう少し前に書き込まなければならないことである。

事件は1969年のことであった。芦品郡芦田町の民家に火災が起きたことが新聞の片隅に報じられた。芦田町に隣接する新市町の部落解放同盟員から連絡があって、火災は放火によるものであり、動機として考えられるのは、部落差別が原因のようだという事であった。調べてみれば、妻が、夫とその親族からいつも「エタ」の出身として、疎外状況におかれていたようで、夫の方は、いわゆる「チャセン」という封建時代の身分的立場にあった。

私は、これを封建時代に培われた「賤民の賤の程度を競う」仕掛けによるもので、「目糞ははんだらを笑う」ようなものと、自虐的に表現してきたものである。

江戸時代のことであるが、備後国の市村(御調町・現尾道市)に大きな訴訟沙汰があった。「エタとチャセンとどちらが上位か」というもので、京都所司代では結論を出しえず、ついに、徳川幕閣の老中のところまで、この訴訟は持ち込まれた。結論は、エタ、非人などすべての賤民の支配人はエタ頭の弾左衛門だから、「エタが上位」ということになった。

しかし、現地の備後の国、市村では村の祭りなどでは、「チャセン」は正式に参加し、一定の行事の役割を持っていた。反面、エタは排除されているという状況で、権力は見方によっては、当事者のそれぞれが互いに、自分の方が身分は上だと思わせるような仕掛けにしていたということである。

話を本筋に戻してみる。妻への疎外状況は夫の親族と身分が違うということで、親戚に葬儀がある場合、記念の集合写真をとることがあるが、「身分が違うから」と、彼女だけのけものにされるという状態が続いていた。ある日、この夫婦間に、子ども（日本鋼管に勤めている）のことで、ある争いが起きた。その時のセリフに、夫の方が「お前がエタだと分かっていたら結婚するのではなかった」というのが口について出た。

彼女は、「エタとチャセン」の社会構造のことを知らない。しかし、本来、人間の尊厳性というものは、自己主張として持ち合わせている。彼女は我慢の限界を感じて家を出た。しばらくして気分を収め、家に帰った時、玄関には鍵がかけられていた。その時、風呂場の焚き付けを集めて、夫のいるその家に放火するに到ったというわけである。彼女は「現住建造物放火事件」で逮捕され、罪を問われることになったという顛末である。

特別弁護人を務めた私は、司法権力に、このいきさつを訴え、放火事件の直接の当事者である女性の責任と、このような社会的差別を残し、その一掃のための教育も怠ってきた行政の責任とを、どのように按分するのか、「裁判官は百年の批判に堪えられる判決をせよ」と迫ったのである。

その結果、「懲役3年、執行猶予4年、保護観察付き」という判決となった。芦田町行政は、彼女を現業職員（給食調理員）として雇用し、生活の安定を図った。夫の方はその後、解放運動に参加し、部落解放同盟広島県連合会芦田支部長を務めたりした。

広島県連合会は、近田結婚差別事件で経験を積み、次なる芦田町放火事件でさらに、司法権力を相手どり、究極は行政にその結果が及ぶような闘いを行ってきた。

共産党のデッチ上げてきた戸手商事件で、私と新市町会議員（当時）であり新市支部長であった広中忠夫が、司法の差別判断からしても、その判決に実刑をかけることができない組織的な闘いをしたということは、前記のような裁判闘争の経験があり、弁護人の論理的主張も運動路線に沿ったものであったからだと評価しておかなければならない。

共産党は日本という国の保守的反動勢力を助けようとして、われわれと争ったのではない。ひたすら、自分の党勢拡張のためであった。はじめは、その論調も少しは革新としての恥じらいをともなっていたが、1970年代初頭になって、恥も外聞も気に止めないものとなった。烏の鳴かない日はあっても、差別キャンペーンのピラの舞わない日はなかった。

しかし、その頃、われわれは、すでに週刊の『解放新聞広島県版』（発行12,000部）、そして私の個人誌『解放運動と同和教育』（発行3,000部）を持っていた。整然と定期的に配布され、それが運動資金にもなる。われわれの差別キャンペーンに対する武装はしっかりしていた。『赤旗』『民報』の部数とは比べものにならない。いわんや、不定期発行の差別キャンペーンの「紙爆弾」には、撒き散らす党員の労力が必要である。われわれの方が上位に立ちえたのは、ここにあった。

続いて、70年代の非常に重要な闘いとして、『部落地名総鑑』の糾弾闘争なるも

のがある。

はじめは、広島銀行が、総括的に言えば『部落地名総鑑』であるが、具体的名称でいうと、『全国部落リスト』なるものを購入しているとの情報を得た。購入したのは1973年3月だったようであるが、われわれが事実確認会をもったのは76年12月のことである。3年と2ヶ月もの歳月が経過していた。

日共差別キャンペーンとの関連も問題としなければならない。彼らは、支配階級を利する目的で「紙爆弾」による差別キャンペーンを展開したものではない。しかし、このセクト主義を貫くために、われわれを「反共、反党分子」と呼ぶのは勝手としても、「暴力分子、連合赤軍、トロツキスト」などと宣伝するのは、彼らの焦りから出た言葉である。

企業の愚かな人事担当者の中には、採用時に「暴力分子」を雇ってはならぬと、社会情勢もわきまえず、時代錯誤の愚かな者もいた。『部落地名総鑑』は、その需要に応じて作成されたものであり、少々高くても企業の購入意欲をそそったものである。

いま、自分が反動的役割を果たしているのかどうかを判断しなければ、革新政党たる意味をもたない。

広島銀行は、「同和問題の何たるか」を県教委の職員を講師として勉強した。「市民的権利という人類普遍の原理の問題だ」とされた、その市民的権利のうちでも、就職の機会均等というのが、最も大事なものということも知った。「人事採用システム」に差別観念の入りこむ余地のないようにするというので、そこを改めた。しかし、広島銀行の緊張感は幹部や人事担当のところあたりで止まっていた。

「現実的なものは合理的であり、合理的なものは現実的である」とヘーゲル論理学では言っているが、広島銀行の同和研修は、一般職員のところまで徹底していないことを表わす事件が起きた。部落解放闘争の徹底をはかるという意味では、彼我の相対的關係において合理的な事件であった。

第一回の確認会から1年近く経った時、広銀PR誌『せとうち』に、後に文化勲章受賞者になった彫刻家の圓鋸勝三の書いた随筆の中に、御調郡内での河川で漁撈をしている「サンカ」のことを差別観念を隠すことなく、露骨な表現で書いていたものが発見された。もちろん、このあたりになってくると、部落解放同盟以外の一般市民が認識を高めているので、われわれのところに情報が入りやすくなっていた。

広島銀行は再度、同和問題の研修を一般職員に徹底させなければならなくなった。あわせて人事採用システムの公平な実行をも、つねに気配りをするということになる。

『部落地名総鑑』事件の追及も大詰めにさしかかり、めどが立ったかと思われる時期に、やはり「市民的権利」の普遍性を促す歴史の動きを感じとらせる事件が起きた。1977年の秋の頃である。

それは、正田家(皇后の実家)の関わる日清製粉が『部落地名総鑑』を購入した事件に関係して、副次的に起きたものである。

広島県のある未組織地区の女性が、天皇家に皇后として送り出す程の「上品」な

家柄の正田家が経営する日清製粉が、自分たちを差別する差別図書など買うはずがないと思い込んだ。そして皇后の兄の家に電話した。兄は巖という、その妻は淑という。妻は昭和初期の首相を務めたことのある濱口雄幸の孫娘であった。「皇后の親戚であらせられる正田家経営になる日清製粉が差別図書など買うはずはないよねえ」と未組織地区の女性が電話をした。巖の妻淑の電話の向こうからの返事は、「だって『部落地名総鑑』を買うのは当たり前でしょう」というものであった。被差別部落に対する高貴な身分の者のとる態度として当たり前だということを、正田淑は言ったのである。

自民党は自らのもつ差別体質のこともあって、皇室を巻き込んだ差別事件ということになると大変なことだと、舞台裏では色を変えていた。東京都の立会のもとに、正田夫妻の事実確認と糾弾会がもたれた。右翼団体の私個人に対する攻撃は激しかった。広島県内にあっても、東京における私の行動についても警察は無関心ではおれなかった。

時あたかも、同和対策事業特別措置法10年の期限切れも間近という時期であった。自民党は、2ヵ年延長を社会党を通じて打診してきた。われわれは3年延長を譲らなかつた。支配階級の「身分差別」のカラクリの部分直接糾弾していることの力学的作用は大きく3年延長となった。

広島県の場合は、行政闘争における課題の整理は、つねに副次的であった。つまり、社会矛盾の根本のところを衝くことによって、支配階級は順次譲歩をするといったものであると分析しておかなければならない。

この頃、県教委は差別事件を起こした企業の「駆け込み寺」ではなく、部落解放同盟に糾弾された企業を、再度指導する機関としての役割を演じていたのである。「行政の責務」ということになっているのだから、行政が企業の反省(総括書)を指示せざるをえないという立場であったということである。

われわれは、法務省人権擁護局もきびしく責めた。いま頃、民主党が「官僚」の悪さを問題にしているが、法務官僚は、差別事件が発生する度に、運動側から尻を叩かれることを、どうして逃れようかと、この頃から思案していたのである。

86年地対協「部会報告」によって、差別事件の発生と部落解放同盟の追及というパターンにとどめをさすために、「差別事件は人権擁護行政にゆだねるべき」という荒唐無稽な論法を持ち出そうと準備していたのである。

中国電力の糾弾は、その第一回が1980年の1月であった。はじめのうちは、その『地名総鑑』を一度も使ったことはないといい、その差別性を希薄なものにしようとしてきた。また、『差別図書』は焼却したというのも虚偽の報告であった。これらは、立場上、広島法務局が調べたということで、法務局からの報告を受け、それを実際の糾弾会で確かめるという方式を採用していた。4度にわたる糾弾会で、中国電力の虚偽がその都度暴露され、法務局の顔は丸つぶれであった。

この頃のことである。広島法務局人権擁護部長が、私のところを訪ねてきて、「いったい、このような事態をどう解決したらよいか」と尋ねた。一朝一夕の問題ではないので、被差別体験をもつ者を各市町村に人権擁護委員として配置すること



が、「解決のための土壌だ」と言っておいた。経過をみれば分かるが、その頃から広島県は言うに及ばずであるが、全国各地に被差別の立場の当事者が人権擁護委員として登場することになる。被差別の立場の人権擁護委員の中には、地方事務局(支局)の幹部と心やすくなり、取り込まれた者もいるが、大方は、部落解放運動の前進の役割に繋がったのである。

日本の資本主義そのものが、そもそも、明治維新の出発点において、身分差別をうまく利用して、「原資的蓄積」を図り、「超過利潤」を生み出したという「出生のいわれ」を持っている。

私は青年活動家に言ったことを思い出す。「広島県では広島銀行、中国電力、東洋工業(現マツダ)のような大きい会社は必ず『部落地名総鑑』を購入している」と。

事実は、そのとおりであった。中国電力の糾弾が終了していない段階の1980年8月に東洋工業のことが発覚した。

東洋工業の糾弾のことにふれる前に、中国電力のことをしめくくっておこう。

中国電力は『部落地名総鑑』を購入するぐらいだから、この会社の「労組関係」もいびつなものであった。「労使協調」の第二組合を偏重し、第一組合に所属する者を、人事面で徹底的に差別扱いするといったものであった。

被差別部落出身の職員で、岡山県のことであるが、その町の町会議長をしている人が、平職員であったとか、山口県の被差別部落出身者で、どうも入社試験の成績は2番だったという人が不合格になっているとかの情報が入ってきた。

中国電力は部落解放同盟の正当な主張と、きめ細かな情報収集能力に驚き入るばかりであった。「第一組合を差別するな」という主張は、われわれの「身分と階級の統一的把握」の理論である。

東洋工業は自動車産業の国際競争を誇っていた頃のことであり、「猫の手も借りたい」といった労働力需要のあった頃のことである。実際は、つぎつぎに労働力を必要とする時期であったので、差別と選別は行なわれていないようであった。しかし、日本の大企業は、部落差別を必要とする社会構造の上に乗っかっているということである。いついかなる異変があっても対応できるようにと、差別図書を購入していた。人事採用における差別機能を維持するための日頃からの訓練だけは続けてやっていた。

「わが社は同和と朝鮮人は雇わないことにしている」と身元調査に出て行く職員に訓示していた。「警察でも夜間、一人で入ると危険な地域」だと同和地区のことをさして、報告書が提出されるといった具合の訓練だけは継続していた。

東洋工業への糾弾の目的は、この事実関係を暴露することは当然のことであるが、すでにわれわれの部落解放運動は「身分と階級の統一的把握」をしなければならないとしていた。

したがって、東洋工業の自動車組み立て過程(ライン)の作業過程に、働く者の人間疎外がどのように進行しているかに着目していた。流れ作業の中でロボットと並んで、息をつく間もなく続けて作業と取り組むのは、人間としての思考の停止・機械の一部としての動きになりきらなければならない。そこに解放理論の中で展開

していた人間疎外、自己疎外の日本版を見た。作業過程における人間とロボットとの並立に疎外論をぶつけて、その改善を迫った。いかにも、労働者の自主性を尊重しているかのように見える各種提案制度、それに伴う報償金の本質についても、人間復権論の立場から批判した。

東洋工業は、国際競争力のことも考慮しつつ、われわれの主張を取り入れようとの姿勢を示した。行政側は、運動の主張することに対して学ぶことも多かったと思うが、事実確認とか糾弾に際しては常に補助的役割を演じていたと言っておこう。

法務省人権擁護行政は、この頃から「中立」を前面に打ち出し、後方に身をおこうとしたが、現実の交渉場面から立ちおくれはとの懸念もあり、法務省本省の「中立堅持」提示にもかかわらず、「人権擁護委員連合会事務局の立場として同席させて貰う」と弁解しながら、われわれの動きに関心を払わざるをえなかった。

書かなければならないことは山積している。共産党は『赤旗』などで、県内の教職員とか、県教委幹部職員の自殺事件をことごとく部落解放運動のせいにしてきた。天下の『朝日新聞』(東京本社・夕刊)がその真似をした。

東京本社に出向いて、私たちは抗議した。のちに編集局長になった富森編集局長(当時)は横柄であった。「政府に対しても批判記事を書くぐらいだから、解放同盟ぐらい恐れない」と突っぱねたセリフが忘れられない。その場で本社の幹部職員が、校長連続自殺事件と解放運動との関わりを現地の支局へ聞きただした。現地の記者は「そんな事実はまったくない」と素直に答えた。記事は、東京にいる編集委員クラスの記者が、頭の中で勝手に考えたことを書いたものであった。

朝日新聞の夕刊はこの当時、300万部ぐらいいは出ていると聞いていた。校長の連続自殺事件を「同和がらみ」と書いたことの責任をどのようにとるかが、交渉の中心課題となった。

「紙面での過ちは紙面で」というのが広島県連のこの種マスコミ糾弾に対する原則である。この時夕刊の記事は、4,500字にも及ぶ大きなものであった。われわれの方は、5,000字を超える記事で、この過ちを正せと言った。しかも、その記事を東京本社の夕刊ではなく、全国の朝刊に掲載するというで決着した。「社会意識としての差別観念」というもののしつこさを考えると、このくらいの「倍がえし」の解決策は当然のことと言わなければなるまい。

スペースが次第に少なくなってきた。広島県の行政闘争について語る時、どうしても書いておかなければならないことは、今日では歴然としてきた自民党の権力主義、独善主義の言動である。とりわけ自民党県議団の横暴をまざまざと見せつけてきたのが「木山要請書」事件なるものである。内容は、木山県会議長が、広島県知事と広島県教委とに宛てて、「部落解放同盟つぶし」を協力して取り組もうと要請するというものであった。

香川県の教育長から広島県の教育長に迎えられた吉岡典威の気分も高揚していたし、すぐさま知恵のない、歴史に逆行するこの画策に乗った。しかし、知事の方は慎重であった。知事は私のところへ民生部長をよこして、この画策には乗らないと言ってきた。

木山らの言い分は、「広島県の教育を荒廃させているのは、部落解放同盟と広島県教職員組合の推進する同和教育にある」とするもので、おおよそ時代錯誤もはなはだしいものであった。

公明党という政党は、対立する両者の間に割って入って、双方に「いい顔をする」という手をよく打つことがある。

長く続いた自公連立政権は、自民党と国民の間に公明党が入っているという認識を続け、今日の大敗の結末になったものである。気がついてみれば公明党自体の信用を失っていたというものである。しかし、現実に関心しておれなかったという点については、部落解放同盟や広島県教組と友好的関係にあった社会党や民社党よりはるかに現実的であった。

広島県連は、県議会の内情を暴露する『解放新聞』(号外)を県庁とその出先機関に、1ヶ月に2回ぐらい配布する活動をした。

県議会は自民党の中に木山に対する反乱軍ができた。それが皮肉なことに福山選出の徳永光昭(故人)と「日の丸」「君が代」の時の反動派で参議院議員を務めている亀井郁夫(亀井静香の実兄)などで、県議会の内情を通報するというものであった。

広島県教委に対しては、広島県各地(府中、三次、呉、福山など)で部落の子どもたちだけでなく、その友だち関係にいる高校生などをどのように指導し、学校と協力しているかの事実を突きつけて、吉岡を追及した。県教委は部落解放同盟県連が広島県教育で果たした役割を文章で公表せざるを得なくなった。県議会の木山議長らは、ここで県教委という大きな砦が落城したことを確認せざるをえなくなった。

1985年の春頃から始まった県議会からの攻撃は、8月5日の夜、公明党の立会いで木山県会議長が正式に謝罪し、文書をもって、その真意を表示すると約束したことで、一応の決着となった。

マスコミをにぎやかした事件でもあるし、県民にその收拾の姿が見えるようにしようということで、「同和教育の推進、自殺、いじめの克服」で合意したという八者合意(知事、教育長、議長、広教組、広高教組、広同教、広高同教、県連)を演出したというわけである。春に始まった騒動はこうして、この年の秋(9月17日)には解決した。

県議会はその後、恭順の気持ちを示すために、県議会の幹部十数名程と、われわれ県連側幹部との懇談会をもったことがある。それは木山議長の「事実誤認だった」とする体裁悪さを糊塗する県議会全体に対する弁解のゼスチャーであった。

「日の丸」「君が代」の反動攻撃(1998年～2000年の頃)、県議会の反動派はこの糊塗のゼスチャーの「八者合意」などを「破棄する」としきりに力んだ発言を県議会でする者がいたが、前記の事実経過からすれば、それは県議会反動派の一人相撲というべきものであった。

先般、引退した藤田知事は前任者・竹下知事時代のことでもあるし、「破棄しない」とはじめのうちは言い張っていたが、やがて、県議会運営上の支障を考えて、「破棄する」と態度を変更、当時の事情を知るマスコミ関係者から笑われるという始末であった。

運動は事実が大事である。その事実というのは、変革のための実績のことである。県内各地の課題を抱えた高校生に対する運動側の指導成果を県教委が認めたことは先にも述べた。実績の強さを物語る運動史と言うべきであろう。

この闘いに勝利し、その翌年から始まる、中央政権の地対協「部会報告」(1986年)の画策を見事に撃退したのも、「吾ながらほめる」という言葉があるが、広島県連の経験とその論理、さらにその中心的位置に、私が中央本部書記長のポストにあったことが大きく影響していると自負している。

一度ならず、二度ならず、三度までも自民党総務会は、同和対策事業特別措置法の類のものは延長しないと決定していた。しかし、この法律は地域改善対策特別措置法、地対財特法(略称)と名前を変え、同和行政、同和教育推進上の財政的基礎となった。

運動というものが、いかに大事なのかということと、その運動が正確に軌道の上を回るといふことの必要性を痛感させられるのである。

小淵内閣の時の「日の丸」「君が代」の法制化による強化は、日本の民主教育、同和教育に大きな打撃となった。『世紀末、「君が代」蠢動す』(拙著 1999年)に詳しく、そのカラクリを記録している。

ただ、ここで言うておかなければならないことがある。部落出身の野中広務(小淵内閣の官房長官)が、公明党の存在感の売り込みのために言ってきた「法制化」に乗って、この人もまた身分差別を受ける立場にありながら、天皇家イデオロギーの「君が代」を法制化するという「清水の舞台」的踏ん切りで、自民党に高く評価されることを期待し、推進したという経過がある。

大きい意味で被差別側のとった天皇制イデオロギーへの屈服であった。しかし果たせるかな、この野中広務は麻生の「部落民を首相にできるか」の差別発言によって、存在感を著しく傷つけられた。政治家を引退する程のダメージであった。

広島県連はいま苦難の坂道を越えようとしている。県連内においても、敵のイデオロギーの手先になっている者もいる。県内の労組など民主団体は、その色分けを次第に認識しつつある。

しかし、県議会の教育勅語奉賛派の石橋が言うごとく、広島県連は力を盛り返しつつある。「小森龍邦が、福山市民大学講座の講師を務めている」「広島県連が部落解放研究全国集会を開催しようとしている」など、おおよそ民主主義思想からすれば口にしてはならぬ、自らを反動的極悪人と言っていると同然の言葉を公式の県議会場で発言するような醜態をさらしている。

世羅高校石川校長自殺の時の小島敏文(県議)は、衆議院第六区自民党候補となり、自民党の極右反動の一味と見られ、総スカンをくった。県連の各種集会、研究会の集まりは次第に復元しつつある。今回のこの稿はこの程度でスペースを使得ってしまった。行政闘争の節目、節目の教訓は、これ以後も山程存在する。あらためて文章にしたいと思っている。

(こもり・たつくに 部落解放同盟広島県連合会)